

事務事業名	市内市掘確認調査事業		所属部局	教育委員会		単位番号	12424							
			所属課室	文化財課		課長名	原 一							
	☐ 実施計画事業		所属担当	文化財		担当者名	田中大輔							
基本政策	基本計画体系	V	個性と文化を育む都市づくり	予算科目	会計	名称	款	項	目	細目	細々目			
		25	文化づくりの推進		01	一般	1	0	0	4	0	5	0	3
政策		39	歴史・伝統文化の振興	事業区分	☐ 国の制度による義務的事業 ☐ 施設等維持管理事業 ☐ 県の制度による義務的事業 ☐ 補助金交付事業 ☐ 市の制度による義務的事業 ☒ その他の事業 ☐ 義務化されている協議会等の負担金									
事業期間	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返（開始年度 15 年度） ☐ 期間限定複数年度（ ～ 年度）				法令根拠	文化財保護法第95条および99条 市 宅地開発及び建物指導要綱								
事務事業の概要	事業の内容・・・期間限定複数年度事業は次年度以降3年間の計画内容も記載				事業費の主な内訳（22年度）									
	①市内400箇所を超える埋蔵文化財（遺跡）及びその周辺で開発行為・公共事業等を行う場合は、事前に遺跡の有無について確認し、遺跡が存在すれば埋蔵文化財保護上必要な措置をとらなければならない。このうち遺跡の有無確認調査については、教育委員会の負担で行うこととされているので（文化財保護条例95条第1項）これを行う事業。				項目（細節） 金額（千円） 項目（細節） 金額（千円）									
	②重要な遺跡については詳細な分布調査を行い遺跡の状況を確認する事業				作業員賃金 3,724 機械及び車輛借上げ料 3,451									
	③埋蔵文化財有無の照会及びその後の保護措置等について対応する窓口業務				消耗品等 630									
					その他の保険料 124									
					その他の委託料 504									
					会議研修等参加負担金 40 計 8,473									

1 現状把握(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 活動	
22年度活動実績	開発業者等の照会に応じ随時遺跡の確認調査を実施 遺跡の範囲確定や、性格把握のため、分布調査等を随時実施
23年度活動予定	開発業者等の照会に応じ随時遺跡の確認調査を実施 遺跡の範囲確定や、性格把握のため、分布調査等を随時実施
② 対象(この事務事業は誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等	
市内の埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財が包蔵される可能性のある土地	
③ 意図(この事務事業により対象をどのような状態にしていけるのか、どのように変えるのか)	
遺跡の情報が適切に提示され、遺跡の保護が図られる	
④ 上位目的(どのような結果に結び付けるのか)	
歴史的・文化的背景を尊重したまちづくりが行われる 歴史 的文化遺産をよりよい形で次代への継承が行われる	

⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 調査件数	件
イ	
ウ	
⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 埋蔵文化財包蔵地およびその可能性のある土地で計画された開発事業等の件数	件
イ	
ウ	
⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 調査件数のうち遺跡の保護が図られた数	数
イ	
ウ	
⑧ 上位成果指標(結果の達成度を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 文化財・伝統芸能の保護や継承の市民の満足度	%
イ 地域への文化財を守り伝え活用している自主的団体(NPO)の数	件

(2) 事業費・指標の推移		単位	21年度 (決算・実績)	22年度 (決算見込・実績)	23年度 (予算・目標)	24年度 (次年度計画・目標)	25年度 (計画・目標)	26年度 (計画・目標)	最終 年度 (トータルコスト・目標)
年間 トータル コスト	事業費	国庫支出金	千円	5,000					
		県支出金	千円	4,094	7,050	7,208	6,632	7,350	7,350
		地方債	千円						
		その他	千円						
		一般財源	千円	2,745	1,423	1,683	1,959	1,540	1,540
	事業費計 (A)		千円	11,839	8,473	8,891	8,591	8,890	8,890
	人件費	正規職員従事人数	人	3	3	3	3	3	3
		延べ業務時間	時間	2,600	2,080	900	900	900	900
		人件費計 (B)	千円	11,599	9,279	3,566	3,566	3,566	3,566
	(A)+(B)		千円	23,438	17,752	12,457	12,157	12,456	12,456
活動指標		ア 件		93.0	107.0	90.0	90.0	90.0	90.0
		イ							
		ウ							
対象指標		ア 件		93.0	107.0	90.0	90.0	90.0	90.0
		イ							
		ウ							
成果指標		ア 数		93.0	107.0	90.0	90.0	90.0	90.0
		イ							
		ウ							
上位成果指標		ア %		38.0	34.0	38.0	38.0	39.0	40.0
		イ 件		1.0	1.0	2.0	2.0	2.0	3.0

(3) この事務事業を取り巻く状況(対象者・社会状況等)の変化、市民意見等

① この事務事業はいつ頃どんな経緯で開始されたのか？	文化財保護法第93条～94条・99条に基づく事業として、平成15年の合併以前から旧町村において実施されてきた。
② 事務事業を取り巻く状況は開始時または5年前と比べてどう変化しているか？また、今後の予測は？	調査件数は、景気の動向により左右されるが、本市においては平成19年度までは増加、それ以降は横ばいとなっている。
③ 事務事業に対して関係者(市民、事業対象者、議会等)からどんな意見・要望が寄せられているか？	

(4) 改革改善の取り組み状況

① 改革改善の取り組み実施は？	☐ 取り組みしている ⇒【内容！】 ☒ 取り組みしていない ⇒【理由！】
② これまでの改革改善の取り組み状況・経過(取り組みしていない場合はその理由)	調査報告書の編集作業を発注前に行う(DTP)により印刷製本費を縮減
③ H 22年度に実施した改革改善の内容	調査報告書の編集作業を発注前に行う(DTP)により印刷製本費を縮減

事務事業名	市内市掘確認調査事業	所属部	教育委員会	所属課	文化財課
-------	------------	-----	-------	-----	------

2 評価(Check1)担当者による事後評価(複数年度事業は途中評価)

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的は市の政策体系の施策に結びつき、貢献しているか？意図が上位目的に結びついているか？	☐ 結びついていない(見直し余地がある) ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 結びついている ⇒【理由↓】
	②公共関与の妥当性 この事務事業を税金を投入して市が行わなければならないのか？民間やNPOに委ねることは可能か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 妥当である ⇒【理由↓】 文化財保護法第95条第1項により、遺跡の有無確認については、行政の責務と規定されるので妥当
	③維持・継続の妥当性 現状の対象と意図、成果から考えて、この事務事業を将来にわたり、維持・継続していくことは妥当か？目的や事業の必要性を見直す余地はあるか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 適切である ⇒【理由↓】 文化財保護法第95条第1項により、遺跡の有無確認については、行政の責務と規定されるので妥当
有効性 評価	④成果の向上余地 事務事業のやり方・進め方を変えることで成果を向上させることはできるか？できない場合は何が原因でできないのか？	☐ 向上余地がある ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 向上余地がない ⇒【理由↓】 開発事業等に際し、事前協議等を通じ、遺跡や歴史的環境に負荷が少ない、立地、工法、設計案を提示する等により、事業自体を縮減し、今以上に埋蔵文化財の適切な保護が図れる可能性がある。
	⑤類似事業との統合・連携の可能性 類似した目的を持つ事務事業が他にあるか？類似事務事業がある場合、その事務事業との統合や連携を図ることはできるか？	☐ 類似事務事業がある ⇒(類似する事務事業の名称を記入↓) ☐ 統合・連携ができる ⇒【理由と具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☐ 統合・連携ができない ⇒【理由↓】 ☒ 類似事務事業がない
	⑥休止・廃止した時の影響及び休止・廃止の可能性 この事務事業を休止・廃止した場合影響はあるか？また成果から考えて、休止・廃止することはできるか？	☐ 影響なし ☒ 影響あり ⇒【理由と影響の内容↓】 廃止した場合、県・市の公共事業、民間の開発事業、個人住宅の建設のうち、埋蔵文化財包蔵地および保護が前提となる事業については、実施不能となる。 ☐ 休止・廃止ができる ☒ 休止・廃止できない ⇒【理由↓】 廃止した場合、県・市の公共事業、民間の開発事業、個人住宅の建設のうち、埋蔵文化財包蔵地および保護が前提となる事業については、実施不能となる。
効率性 評価	⑦事業費の削減余地 成果を下げずに事業費(コスト)を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由・具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【理由↓】 ある程度定型化した業務であり、行政が第一義的に取り組む事業であるので、予算等の負担を民間事業者等に求めることは困難。
	⑧人件費の削減余地 成果を下げずに人件費を削減できないか？(事業のやり方・見直しによる業務時間の削減や臨時職員対応や外部委託による削減はできるか？)	☐ 削減余地がある ⇒【理由・具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【理由↓】 ある程度定型化した業務であり、行政が第一義的に取り組む事業であるので、予算等の負担を民間事業者等に求めることは困難。
公平性 評価	⑨受益機会・受益者負担の適正化余地 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？受益者負担を見直す必要はないか？公平公正か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由・具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 公平・公正である ⇒【理由↓】 文化財保護法第95条第1項により、遺跡の有無確認については、行政の責務と規定されるので妥当

3 評価(Check2)担当課管理者による評価結果と総括

(1) 1次評価者としての評価結果	(2) 1次評価の総括(事務事業を実施した結果を振り返り気づいたこと、課題、今後の方向性等について)
① 目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③ 効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	文化財関連事業のうち、埋蔵文化財保護の基礎的な部分、根幹をなす事業。市内の開発、発展と埋蔵文化財の保護との調和を図るために、今後とも維持継続することが不可欠な事業と考える。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(PLAN)

(1) 今後の事務事業の方向性(Check1の結果から定める)・・・複数選択可		(3) 改革・改善による方向性																						
☐ 廃止(目的妥当性①、②、③の結果) ☐ 事業統合・連携(有効性⑤の結果) ☐ 公平性改善(公平性⑨の結果) ☐ 休止(目的妥当性①、②、③の結果) ☐ 成果向上(有効性④の結果) ☒ 現状維持(全評価項目で適切) ☐ 必要性検討(目的妥当性①、②、③の結果) ☐ コスト削減(効率性⑦、⑧の結果)		<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト水準</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果水準</th><th>向上</th><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><th>維持</th><td>☐</td><td>☒</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td>☐</td><td></td><td></td></tr></table>				コスト水準			削減	維持	増加	成果水準	向上	☐	☐	☐	維持	☐	☒		低下	☐		
		コスト水準																						
		削減	維持	増加																				
成果水準	向上	☐	☐	☐																				
	維持	☐	☒																					
	低下	☐																						
(2) 改革改善案について		※ 廃止・休止の場合は記入不要																						
①		(5) 事務事業優先度評価結果																						
②		成果優先度評価結果	対象外																					
③		コスト削減優先度評価結果	対象外																					